使っていますか水道水

6月1日~7日は水道週間

問上下水道総務課(2階) ☎561-2440、FAX 561-2481

「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

水道水は、暮らしの中で欠かせません。

市では、安全性を厳しくチェックし、おいしい水道水を皆さんに届けられるよう努めています。 最近では、ミネラルウオーターを購入したり、ウオーターサーバーを設置したりと、

水道水以外にも、さまざまな水があります。

いろいろな水を選択できるようになった今だからこそ、改めて水道水について考えてみませんか?

③安価

価格

500mlあたりの価格の比較

水道水

0.07円

の平均的な価格

※水道水は、草津市の水道料金から計算

※ペットボトルとウオーターサーバーは、市場

●水道水を使うメリット

1)安心

水道法で定められた、51項目の水質基準値をクリアしなけ れば提供できません。そのため、定期的に検査して、常に 安全でおいしく飲める水を届けています。

②安全

蛇口をひねれば、いつでも安全でおいしい水が飲めます。 もし断水しても、復旧までの応急給水体制も整備しています。

●定期水質検査を行っています

市では毎月、水道水の定期水質検査を行っています。

検査の結果は、市ホームページや、ロクハ浄水場と北山田浄水場、給排水課窓口で閲覧できます。

●手洗い、うがいをして感染予防をしましょう

インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒効果が高いとされて います。水道水は法令に定められた適切な塩素消毒を実施しています。

安全な水道水で手洗い、うがいをして感染予防しましょう。

人権擁護委員ってこんな人

問人権政策課(6階) ☎561-2335、网561-2488 人権イメージキャラクター 人権センター(大路二)相談専用電話 ☎563-1660 人KENまもる君(左) 大津地方法務局 人権擁護課(大津市) ☎522-4673、風522-5317 人KENあゆみちゃん(右)

今年度の市人権擁護委員

※敬称略 6月1日時占

※ 飲物 略、 U 月 I 日 时 黑		
担当学区	氏名	
志津	鈴木登	
志津南	廣嶋惠子	
草津	木村登代美	
草津第二	野村喜代子	
渋川	出呂町馨	
矢倉	山本俊雄	
老上·老上西	金川美鈴	
玉川	矢尾壽朗	
南笠東	清水昭博	
山田	木村清	
笠縫	山元孝子	
笠縫東	片山惠泉	
常盤	上寺和親	

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の市町村で 人権擁護活動を行う人たちです。人権擁護委員制度は、今 年で創設72周年を迎え、全国で約1万4千人、市では13人 が啓発活動や講演会、研修会の開催の他、いじめや人権侵 害などの相談を受けています。



ウオーター

サーバー

80円

ボトル

100円

人権シンボルマーク

原則月曜日に、人権センターで特設人権相談を行ってい ます。人権に関する悩みごとがあれば、ご相談ください。

■人権擁護委員の主な活動

- 地域の皆さんからの相談を受け、 問題解決のお手伝いをします。
- ⇒ 法務局や関係機関と協力して、 人権侵害による被害者を 救済するための活動を行います。
- ●一人一人の人権意識を高める さまざまな啓発活動を行います。

相談は無料です。 秘密は厳守します。 電話相談もできます。



国保に で加入の 皆さんへ

国民健康保険の税額について

問 税務課 諸税管理係(1階、8番窓口) ☎561-2308、風561-2479

賦課限度額 などの改正

法律の改正に合わせ、被保険者間の保険税負担の公平を確保するため、今年度の医療保険分・介 護保険分の賦課限度額を改正します。国民健康保険税の納税通知書は、6月12日)から発送します。

【今年度の税率・税額】

区分	医療保険分(0~74歳)	後期高齢者支援分(0~74歳)	介護保険分(40~64歳)
① 所得割	(前年の所得-33万円)×6.0%	(前年の所得-33万円)×2.5%	(前年の所得-33万円)×2.1%
② 均等割 (被保険者 1 人あたり)	25,100円	9,300円	10,700円
③ 平等割 (1世帯あたり)	17,900円	7,000円	5,500円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

[医療保険分①~③の計]+[後期高齢者支援分①~③の計]+[介護保険分①~③の計] =1年間の国民健康保険税

※国民健康保険税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、納税義務者になります。 この場合、世帯主の所得は国民健康保険税の計算には含みません

●所得が少ない世帯への軽減制度

所得が少ない世帯には、均等割額と平等割額を、所得額に応じて7割・5割・2割の税額軽減を自動的に適 用します(所得申告をしていない人は、所得申告が必要な場合あり)。

●後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

国民健康保険加入者で後期高齢者医療制度に移行して単身世帯になる人は、5年間、平等割額を半額に軽減し ます。5年を経過した後は、平等割額の4分の1軽減を、3年間継続します。

※会社の倒産・解雇や雇い止めなどの離職による軽減制度については、お問い合わせください

●減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、国が定める 基準に基づく減免申請を6月12日 金より受付します。詳しくは、お問い合わせください。

●年金からの徴収(特別徴収)

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65~74歳で、年金が年額18万円以上の人は、引き去りの対象になる場 合があります。対象の人には、納税通知書でお知らせします。

後期高齢者 医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書は、年金から引き去り(特別徴収) している人も含め、7月中旬に全員に送ります。納付方法や特別徴収の開始月な どを記載していますので、ご確認ください。

問保険年金課 医療保険係(1階、7番窓口) ☎561-2358、風561-2480

▲今年度の保険料額〔①+②=1年間の保険料〕

①所得割	(前年の所得 – 33万円) × 8. 70%
② 均 等 割	45, 512円
賦課限度額	64万円

※現在、年金から引き去りしている人の保険料は、仮徴収額とし て平成30年中の所得で計算しています。昨年中の所得で再計算 した保険料は、7月に通知します

▮軽減制度

世帯主と被保険者全員の総所得金額等が基準額以下の 人は、均等割額を7.75割・7割・5割・2割軽減します。 健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間に 限り、均等割額を5割軽減します。所得割額はかかりま せん。いずれの軽減も、対象の人は自動的に適用します。

▮減免制度

被保険者と世帯主が、さまざまな事情で保険料の納 付が困難になったときは、申請すると、その後の納期 分の減額や免除を受けられることがあります。



不審電話・訪問に

全国各地で、市町や広域連合などの職員を装って、 金銭や被保険者証をだまし取ったり、個人情報を聞 き出したりする事件が起きています。

不審な電話や訪問など、「おかしい」と思ったら、 保険年金課か、県後期高齢者医療広域連合(大津市、 ☎522-3013、風522-3023)へご連絡ください。

2020年6月1日